

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
特別養護老人ホームハートフルこうだ
運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人大協会が運営するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホームハートフルこうだ(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条(基本方針)

施設は、少数の居室および居室に近接して設けられる共同生活室(以下、「ユニット」という。)ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を考慮に入れ、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入居者が相互に社会的関係を築きながら自らの能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第3条(施設の名称及び所在地等)

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 特別養護老人ホームハートフルこうだ
- 二 所在地 大阪府池田市神田二丁目6番7号

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条(従業者の職名、員数及び職務内容)

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 施設長 1名

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- 二 医師 2名

入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。

- 三 生活相談員 1名

入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

四 介護職員 22名

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

五 看護職員 3名

入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

六 栄養士 1名

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。

七 機能訓練指導員 1名

機能の減衰を防止するための訓練を行います。

八 介護支援専門員 1名

施設サービス計画の作成を行います。

九 事務員 1名

必要な事務等を行います。

第5条(会議及び委員会)

施設の円滑な運営を計るため、次の会議を設置する。

「各種会議」

- ・職員会議
- ・定例会議
- ・ケース会議
- ・ユニット会議
- ・給食会議
- ・運営推進会議

「各種委員会」

- ・身体拘束及び虐待防止委員会
- ・感染症対策委員会
- ・事故防止検討委員会
- ・入所選考委員会
- ・看取り委員会
- ・褥瘡委員会

第3章 利用定員及びユニット数

第6条(定員及びユニット数)

施設(短期入所生活介護事業等は除く)の入居定員は、29名とする。

2 短期入所生活介護事業等の利用定員は5名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。

4 ユニット数(短期入所生活介護事業等は除く)及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

ユニット名	定員
さくらユニット(1階)	9名
さつきユニット(2階)	10名
こすもすユニット(3階)	10名

第4章 設備及び備品等

第7条(居室)

入居者の居室は全室個室とする。居室にはベッド、枕元灯、タンス等を備品として備えています。

第8条(共同生活室)

共同生活室は、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しています。

第9条(医務室)

入居者の診療・治療のために、医務室(医療法に規定する診療所)を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

第10条(浴室)

浴室はユニット毎に設けています。入居者が使用し易いよう一般浴そうの他に要介護者のための特殊浴槽を設けています。

第5章 契約及び運営

第11条(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概

要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第 12 条(受給資格等の確認)

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

2 施設は、前条の被保険者証に介護保険法(以下「法」という。)第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときには、審査会意見に配慮して、サービスを提供するものとする。

第 13 条(入退所)

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供します。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。

5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、従業員間で協議します。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行います。

7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 6 章 サービス

第 14 条(施設サービス計画書の作成)

施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画書の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画書の作成にあたっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画書の原案を作成します。サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者に説明し、同意を得ます。

5 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 15 条(介護の内容)

介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、また清拭を行います。

3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換します。

5 施設は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。

6 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護従事者を介護に従事させます。

7 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせません。

第 16 条(食事の提供)

食事の提供は、栄養及び入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう努めます。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 7 時 45 分～9 時 00 分

昼食 11 時 45 分～13 時 00 分

夕食 18 時 00 分～19 時 15 分

第 17 条(相談及び援助)

施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第 18 条(社会生活上の便宜の供与等)

施設は、趣味、教養、娯楽設備等を整え、入居者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。1 日当たりの主な日課及び年間行事は別に定める。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。

3 施設は、常に入居者の家族と連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努めます。

第 19 条(機能訓練)

施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第 20 条(健康管理)

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第 21 条(入居者の入院期間中の取り扱い)

施設は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後概ね 3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居ができるように配慮します。

第 22 条(利用料及びその他の費用)

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとします。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。但し、食費、居住費については、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負

担限度額とする。

(1)食事の提供に要する費用

≪朝食;450円 昼食;600円 夕食;550円 おやつ;100円≫

(2)居住費

≪ユニット型個室;2,500円≫

但し、入院又は外泊期間中は所定の利用料金はいただいません。

*介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は、当該認定証に記載されている負担限度額(下表に掲げる額)となります。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,700円
居住費	820円	820円	1,310円	1,310円	2,500円

(3)入居者が選定する特別の食事の提供を要する費用(*実費消費税要する)

- ・松花堂弁当(不定期)
- ・行事食(毎月、行事を行う際に提供する食事及びおやつ)

(4)理美容代

- ・1回あたり 1,650円(税込)
- ・顔剃りつき 2,530円(税込)
- ・顔そりのみ 880円(税込み)

(5)余暇活動費(レクリエーション・行事)

入居者の希望により、余暇活動に参加していただくことができます。

〈ボランティアの方によるレクリエーション活動費〉

- ・お花代(実費)
- ・喫茶代(実費)

〈わくわく外出(春又は秋に実施)〉

- ・外出時に係る総費用の個人負担分(付添職員分は除く)

(6)複写物の交付

複写物を必要とする場合には、実費相当分として次の金額を負担いただきます。

- ・利用料金;1枚につき10円(税込)

(7)電気代

- ・冷蔵庫(1日33円税込)
- ・テレビ(1日20円 税込)
- ・空気清浄機(1日5円 税込)
- ・ホットカーペット(1日90円 税込)
- ・ハロゲンヒーター(1日90円 税込)

注)「電子レンジ」「ドライヤー」は使用時間が短く、消費電力が少ないため対象外とする。

注)その他規定にない電化製品の場合は予想消費電力を勘案し、料金を設定する。

注)料金の算出に関しては 1kwh あたり 25 円で計算し消費されると予想される実費を算出する。

(8)コーヒー代(1杯 50 円税込)

(9)日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用

〈例:衣服・歯ブラシ・スリッパ・ティッシュ等の日用品〉

(10)私物のクリーニング代

衣類等個人所有のクリーニング代(実費)

(11)その他の実費費用

施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者に負担することが適当と認められるもの。

5 サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

6 入居者が外泊、入院等より居室を利用しない日であっても、契約期間内は居住費の支払いを受けることができるものとする。ただし、空床利用による(介護予防)短期入所生活介護のために当該居室を利用した場合にはこの限りでない。

第 23 条(利用料の変更等)

施設は、介護保険法関係法令の改善等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者等に対して、変更を行う 1 ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文章により説明し、同意を得るものとします。

第 7 章 留意事項

第 24 条(日課の励行)

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護従業者、介護従業者、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

第 25 条(面会時間と消灯時間)

面会時間は、原則 9 時 00 分～ 17 時 30 分です。

第 26 条(喫煙)

喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第 27 条(飲酒)

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第 28 条(外出及び外泊)

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡をお願いしています。

第 29 条(健康保持)

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、可能な限り受診して頂きます。

第 30 条(衛生保持)

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第 31 条(禁止行為)

入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 32 条(入居者に関する市町村への通知)

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 従業者の服務規程と質の確保

第 33 条(従業者の服務規程)

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心がける。

第 34 条(衛生管理)

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的開催するとともに、指針を設備し、定期的研修を行い(年 2 回以上)、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第 35 条(従業者の質の確保)

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第 36 条(個人情報の保護)

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文章により入居者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及び家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 9 章 緊急時、非常時の対応

第 37 条(緊急時の対応)

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 38 条(事故防止及び発生時の対応)

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、

顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

第 39 条(身体拘束の原則禁止等)

施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為は行いません。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- 一 身体拘束廃止委員会を設置する。
- 二 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際のご入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- 三 ご入居者又はご家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

第 40 条(非常災害対策)

防火管理者を定め、消防計画に基づく訓練等の実施、消防設備の点検・維持管理及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づく非常災害対策を行う。

- 一 防火管理者には、施設長を充てる。
- 二 火元責任者には、各階ユニットリーダーを充てる。

設 備 名 称	個 数 等	設 備 名 称	個 数 等
スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
屋外避難階段	1個所	屋外消火栓	4個所
自動火災報知機	有	ガス漏れ探知機	有
誘導灯	有	消火器	11個

- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に委託する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- 五 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、非常災害要員を定め、組織編成し、任務の遂行に当たる。
- 六 その他の事項について下記の表のとおりです。

第 41 条(地域との連携)

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行なうなど、地域との交流に努めます。

第 42 条(勤務体制等)

施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 入居者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入居者の処

遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 43 条(記録の整備)

施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結から 5 年間保存するものとします。

第 44 条(苦情処理)

施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示を求め、又は市町村からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告します。

第 45 条(高齢者虐待の防止対策)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

一. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 吉田 清孝
-------------	-----------

二. 成年後見制度の利用を支援します。

三. 苦情解決体制を整備しています。

四. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

第 46 条(掲示)

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 47 条(協力医療機関等)

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第 48 条(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又は従業者に対して、要介護被保険者証に当施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を受取しません。

第 49 条(その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

